

報道の体制について

趣旨

会議を公開して透明性を高めるのみならず、報道機関への発表を積極的に行うことで、委員会としてのメッセージを分かりやすく伝える。委員会としての発表は、基本的に委員長が行う。事務方を含め、緊急事態にも対応できる情報発信体制を構築する。また、報道機関を既存官庁よりも広くとらえ、報道を事業として行う団体や個人を対象にする。

(主なポイント)

1. 日程

委員長は、週に1回の会見（水）

事務方は、週に2回の会見（火・金）

即時発表すべき案件がある場合には臨時会見を行う。

2. 基本方針

委員長は、委員会の方針や重大な決定について説明を行う。

事務方は、①事実関係の報告、②委員会の見解についての補足、③今後のスケジュール、④広報的な発表を行う。

3. 事務方の体制

報道官：総務課長（委員会の関連事項全般）＋広報室長（技術的事項）＋総務課担当職員で報道チームを構成。

4. 報道機関への情報提供

別紙のとおり

別紙

報道機関への情報提供

1. 原子力規制委員会の活動の透明性を高めるため、記者会見等を通じて、報道機関に情報を提供する。

2. 記者会見等に参加を求める報道機関の範囲は次の通りとする。

- ①日本新聞協会会員、日本専門新聞協会会員、日本地方新聞協会会員、日本民間放送連盟会員、日本雑誌協会会員、日本インターネット報道協会会員、日本外国特派員協会（FCCJ）会員及び外国記者登録証保持者
- ②発行する媒体の目的、内容、実績等に照らし、上記のいずれかに準ずると認め得る者
- ③上記メディアが発行する媒体に定期的に記事等を提供するものであって、その実績等を認め得る者

判定の方法

- ① 当該団体への照会、または登録証による。
- ② 発行媒体の目的・内容・実績の報告を求め、これらを証する資料の提出を求めて、準ずるか否かを判定する。
- ③ ②と同様、これまでの実績の報告、及びこれを証する資料の提出を求めて判定する。

3. 記者会見等に参加する報道機関として登録されたものに対し、次のような便宜を図る。

- ・入館カード（1日限りのカード含む）の公布
- ・メール等を利用した会見等の日時告知
- ・その他の情報提供

4. 記者会見等については、原子力規制委員会がインターネットで生中継を行い、情報提供の一助とする。

※この資料は、平成 24 年 9 月 19 日開催の第 1 回原子力規制委員会で検討した、「委員会発足の時点で速やかに決めておくべき事項」を元に作成されたものである。